福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱　新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱    第一条　（略）  第二条　１～４　（略）  　　　　５　（略）  　　　　　①　（略）  　　　　　②　拘禁刑以上の刑に処せられたとき  　　　　　③　（略）  第三条～第九条　（略）  附　則  １　この要綱は、令和７年６月１日から施行する。  ２　懲役（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。） 第１２条に規定する懲役をいう。） 又は禁錮（旧刑法第１３条に規定する禁錮をいう。） の刑に処せられた者は、改正後の第２条第５項（第２号に係る部分に限る。） の規定の適用については、拘禁刑に処せられた者とみなす。 | 福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱    第一条　（略）  第二条　１～４　（略）  　　　　５　（略）  　　　　　①　（略）  　　　　　②　禁錮以上の刑に処せられたとき  　　　　　③　（略）  第三条～第九条　（略）  ＿＿＿  　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿  　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿  　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿  　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿  　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿  　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿  　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |